

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求上告受理事件

国側当事者・国

平成23年10月11日不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年9月10日判決、本資料260号-149・順号11505)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年3月24日判決、本資料261号-58・順号11648)

決 定

申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	児玉 隆晴ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	平岡 秀夫
同指定代理人	井越 満

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成23年10月11日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 岡部 喜代子

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 寺田 逸郎